

○国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程

	平成13年	4月	1日付け	13水研	第	51号
改正	平成13年	11月30日	付け	13水研	第	959号
改正	平成15年	3月	1日付け	14水研	第	1139号
改正	平成15年	4月	1日付け	14水研	第	1265号
改正	平成15年	10月	1日付け	15水研	第	1086号
改正	平成15年	11月	1日付け	15水研	第	1410号
改正	平成16年	11月	1日付け	16水研本	第	1281号
改正	平成17年	12月	1日付け	17水研本	第	1459号
改正	平成18年	4月	1日付け	17水研本	第	1971号
改正	平成19年	4月	1日付け	18水研本	第	1769号
改正	平成19年	10月	1日付け	19水研本	第	1057号
改正	平成19年	12月	1日付け	19水研本	第	1271号
改正	平成20年	4月	1日付け	19水研本	第	1628号
改正	平成21年	4月	1日付け	20水研本	第	1642号
改正	平成21年	5月29日	付け	21水研本	第	10529012号
改正	平成21年	12月	1日付け	21水研本	第	11130009号
改正	平成22年	4月	1日付け	21水研本	第	20331019号
改正	平成22年	12月	1日付け	22水研本	第	21130002号
改正	平成23年	1月	1日付け	22水研本	第	21228004号
改正	平成23年	4月	1日付け	22水研本	第	30331014号
改正	平成23年	6月	1日付け	23水研本	第	30531010号
改正	平成23年	10月	1日付け	23水研本	第	30929008号
改正	平成24年	5月	1日付け	24水研本	第	40426016号
改正	平成24年	11月	1日付け	24水研本	第	41031003号
改正	平成25年	4月	1日付け	24水研本	第	50329003号
改正	平成26年	1月	1日付け	25水研本	第	51225007号
改正	平成26年	4月	1日付け	25水研本	第	60327007号
改正	平成26年	12月	1日付け	26水研本	第	61128006号
改正	平成27年	4月	1日付け	26水研本	第	70325001号
改正	平成28年	1月	1日付け	27水研本	第	71221003号
改正	平成28年	4月	1日付け	28水機本	第	80401006号
改正	平成28年	12月	1日付け	28水機本	第	81128003号
改正	平成29年	4月	1日付け	28水機本	第	90321002号
改正	平成29年	12月	1日付け	29水機本	第	91122001号
改正	平成30年	4月	1日付け	29水機本	第	00327014号
改正	平成30年	12月	1日付け	30水機本	第	18112105号
改正	平成31年	4月	1日付け	30水機本	第	18032803号
改正	令和元年	11月28日	付け	元水機本	第	19112603号
改正	令和2年	3月30日	付け	元水機本	第	19031802号

改正	令和	2年	7月20日付け	2水機本第	20071502号
改正	令和	2年11月	30日付け	2水機本第	20112003号
改正	令和	4年	3月29日付け	3水機本第	1294号
改正	令和	4年	5月23日付け	4水機本第	206号
改正	令和	4年11月	29日付け	4水機本第	754号
改正	令和	5年	3月31日付け	4水機本第	1230号
改正	令和	5年11月	29日付け	5水機本第	836号
改正	令和	7年	1月20日付け	6水機本第	953号
改正	令和	7年	3月27日付け	6水機本第	1257号
改正	令和	7年	6月18日付け	7水機本第	432号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（17水研本第2030号。以下「職員就業規則」という。）第69条及び国立研究開発法人水産研究・教育機構海上就業規則（17水研本第1958号。以下「海上就業規則」という。）第41条の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の職員（職員就業規則の適用を受ける職員（同規則第5条第1項第1号から第5号までに掲げる職員を除く。）及び海上就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第4条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。ただし、職員就業規則第64条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第

65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文で規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- (1) 一般職員俸給表（別表第1）
 - (2) 技術職員俸給表（別表第2）
 - (3) 船舶職員俸給表（別表第3）
 - ア 船舶職員俸給表（一）
 - イ 船舶職員俸給表（二）
 - (4) 研究開発職員俸給表（別表第4）
 - (5) 教育職員俸給表（別表第5）
 - (6) 看護職員俸給表（別表第6）
 - (7) 指定職員俸給表（別表第7）
- 2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、全ての職員に適用するものとする。
- 3 職員（第1項第7号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職員」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 指定職員の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員（指定職員を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職員が他の俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の役職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の役職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第80条及び海上就業規則第55条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に

規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（船舶職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である者にあつては、3号俸）とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳を超える職員及び一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

10 削除

11 職員就業規則第15条の3に規定する職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、その者に適用される俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額に、職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第43条に規定する休日にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日でない日。以下「支給定日」という。）に、その月の月額の全額を支給する。

2 前項に規定する「その月」の期間は、当該給与支給月の1日から末日まで（以下「給与期間」という。）とする。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（次項による退職を除く。）し、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第43条、第45条第2項（育児短時間勤務職員にあつては、同規則第65条の規定により読み替えられた第43条、第45条第2項）及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日又は海上就業規則第25条及び第28条第1項に規定する休日（第21条において「休日等」という。）の日数を差

し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の調整額）

第10条 理事長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の役職に比して著しく特殊な役職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25を超えてはならない。

（俸給の特別調整額）

第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

（1） 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める役職を占める職員

（2） 企画管理部門及び教学部門において、課等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員

（3） 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める役職を占める職員

（4） 船舶の運航業務を統括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員

2 前項に定める俸給月額の特別調整額は、同項各号に規定する役職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第23条第1項第1号ア及び同条第4項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第46条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第23条第2項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

4 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として

その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500 円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 13 条 削除

（地域手当）

第 14 条 地域手当は、事務所（国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程（13 水研第 52 号）第 2 条第 1 項に規定する本部及び同条第 3 項に掲げる各施設をいう。以下同じ。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。

- (1) 神奈川県横浜市に所在する事務所
- (2) 静岡県静岡市及び京都府宮津市に所在する事務所
- (3) 北海道札幌市、茨城県神栖市、栃木県日光市、千葉県館山市、静岡県賀茂郡南伊豆町、三重県度会郡南伊勢町、三重県度会郡玉城町、広島県廿日市市、広島県尾道市及び香川県高松市に所在する事務所

- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。
 - (1) 前項第 1 号に掲げる事務所 100 分の 16
 - (2) 前項第 2 号に掲げる事務所 100 分の 8
 - (3) 前項第 3 号に掲げる事務所 100 分の 4
- 3 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き 6 箇月を超えて在勤

していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該異動等の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(第1項に掲げる支給事務所の区分又は前項に掲げる支給割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に第1項に掲げる支給事務所の区分又は前項に掲げる支給割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ)
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)から引き続き人事交流等により職員となった場合において、採用の事情、当該採用されることとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。
- 5 職員が事務所以外の施設に在勤する場合において、支給事務所に在勤する職員と権衡上必要があると認められる場合には、当該職員には、第1項から第3項までの規定に準じて、地域手当を支給する。

- 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の

規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職

員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料

金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 7 通勤手当が支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特地勤務手当等)

第19条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの(以下「特地事務所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。

第20条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれらに準ずる事務所(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動又は事務所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第14条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第21条 職員(次項に掲げる職員を除く。)が勤務しないときは、休日等であ

る場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 裁量勤務職員が勤務日（同規則第43条（第45条第1項に掲げる職員にあっては、同条第2項）及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日1日につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（俸給の半減）

第22条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（超過勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（海上就業規則第3条第1号に規定する船員（以下「船員」という。）を除く。）には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員及び第11条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

- （1） 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）における勤務 100分の150

- （2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

- （3） 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員就業規則第43条第2

- 項に規定する法定休日における勤務を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた場合における、その超えてした勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
- ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150
- イ 深夜における勤務 100分の175
- 2 裁量勤務職員には、理事長が別に定めるところにより得られる時間に対して、1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 第11条第1項第2号から第4号までに掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間(第1号アに掲げる勤務にあっては、第11条第4項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間)」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる船員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
- ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の130
- イ 深夜における勤務 100分の155
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
- ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の140
- イ 深夜における勤務 100分の165
- (3) 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
- ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150
- イ 深夜における勤務 100分の175
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項及び第4項の規定の適用については、同各項中それぞれ「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 6 職員就業規則第53条第3項の規定により支給しないこととされている給与の額は、同条第2項の規定により勤務を要しないこととなった日に係る正

規の勤務時間に第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額とする。

(夜勤手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第25条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

(1) 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額

(2) 寒冷地手当 第32条の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。)し、又は解雇(同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。)にされた職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並び

に同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもので理事長が別に定めるもの（第30条において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇にされた職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第82条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの

日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価(国立研究開発法人水産研究・教育機構人事評価実施規程(22水研本第20930010号)第11条第3項に規定する業績評価をいう。)の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況(国立研究開発法人水産研究・教育機構研究職員業績評価実施規程(15水研第869号)に規定する研究職員業績評価、国立研究開発法人水産研究・教育機構研究管理職員業績評価実施規程(17水研本第921号)に規定する研究管理職員業績評価又は国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学学校教育職員教育研究業績評価実施規程(28水機本第80401018号)に規定する教育職員業績評価(以下「研究業績評価」という。))が実施される職員にあつては、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び基準日の属する事業年度(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第36条第1項に規定する事業年度をいう。)の前事業年度分の研究業績評価の結果)に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者の属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

- (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職をし、又は解雇された職員にあつては退職をし、又は解雇された日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額(育児短時間勤務職員にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する

基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

- 第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた指定職員(第35条第7項の規定の適用を受ける指定職員及び理事長が別に定める指定職員を除く。)についても同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。
- (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第81条又は第82条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。
- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は解雇にされた指定職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在)において指定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 6 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」

から」と、「支給日」とあるのは、「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第32条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

（1）別表第8に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員

（2）別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	2 9 , 4 0 0 円	1 6 , 2 0 0 円	1 1 , 5 0 0 円
2 級 地	2 6 , 0 0 0 円	1 4 , 5 0 0 円	9 , 8 0 0 円
3 級 地	2 5 , 1 0 0 円	1 4 , 3 0 0 円	9 , 6 0 0 円
4 級 地	1 9 , 8 0 0 円	1 1 , 4 0 0 円	8 , 2 0 0 円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第8に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第17条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。			

3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。

4 理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

5 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規

定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第8のとおりとする。

7 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第33条 第10条から第12条まで、第15条、第18条、第23条、第27条及び第30条の規定は、指定職員には適用しない。

2 第12条及び第31条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(俸給の特別調整額等の支給方法)

第34条 俸給の特別調整額、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当(第20条の規定による手当を含む。)、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第56条第1項又は海上就業規則第36条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額(以下「休業補償給付等の額」という。)を差し引いた額の給与を支給する。

2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。

3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異

動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

- 6 職員が職員就業規則第１７条第１項第３号から第６号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給することができる。
- 7 第３項、第４項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２７条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第２８条及び第２９条の規定を準用する。この場合において、第２８条中「前条第１項」とあるのは「第３５条第７項」と読み替えるものとする。

（育児休業等職員の給与）

- 第３６条 第２７条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第６３条第１項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第６３条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第３０条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第６３条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 4 職員就業規則第６４条の３第４項の「別に定める勤務１時間当たりの給与額」とは、第２６条の規定による勤務１時間当たりの給与額とする。
 - 5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（介護休業等職員の給与）

- 第３７条 第２７条第１項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第６６条第１項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第６６条第５項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第３０条第１項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職

員就業規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員就業規則第67条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。
- 5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

第38条 職員就業規則第20条第1項又は第2項の規定により派遣にされている職員及び同規則第21条第1項の規定により在籍型出向にされている職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第39条 自己啓発等休業(職員就業規則第68条の2第1項に規定する自己啓発等休業をいう。)をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年11月30日付け13水研第959号]

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成15年3月1日付け14水研第1139号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第30条第1項から第3項まで、第34条第1項から第3項まで、及び第44条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)
- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

$$\begin{array}{c}
 \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\
 \text{とその1号下位の号俸との差額} \\
 \times \\
 \left(\begin{array}{c} \text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} \\
 - \\
 \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{array} \right) \\
 \div \\
 \begin{array}{c} \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸と} \\
 \text{その1号俸下位の号俸との差額} \end{array} \\
 + \\
 \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}
 \end{array}$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあつては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成15年3月31日までの間における第30条及び第34条の適用については、第30条第2項及び第34条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、第30条第3項及び第34条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

（平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 7 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第34条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算

定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (１) 施行日（期末手当等について第３０条第１項後段、第３４条第１項後段又は第４３条第６項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成１４年４月１日から施行日の前日までのもの（同月１日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額
- (２) 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）による俸給月額（継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額
（平成１５年６月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）
- ８ 平成１５年６月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第３０条第２項及び第３４条第２項の規定の適用については、これらの規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同規程第３０条第２項第１号及び第３４条第２項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同規程第３０条第２項第２号及び第３４条第２項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月１５日以上３箇月未満」と、同規程第３０条第２項第３号及び第３４条第２項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月１５日以上２箇月１５日未満」と、同規程第３０条第２項第４号及び第３４条第２項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月１５日未満」とする。
（育児休業をしている職員の経過措置）
- ９ 平成１５年６月１日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第４４条第３項の規定の適用については、これらの規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」とする。

附 則〔平成１５年４月１日付け１４水研第１２６５号〕
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則〔平成１５年１０月１日付け１５水研第１０８６号〕
（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き独立行政法人水産総合研究センターの職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成15年11月1日付け15水研第1410号]

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条、第17条、第30条、第34条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額
とその1号下位の号俸との差額

×

$$\left(\begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）} \\ - \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\ \div \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額} \end{array} \right)$$

+

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等を

したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第30条及び第34条の規定の適用については、第30条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第34条第2項及び第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第34条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。

（平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 7 平成15年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項及び第4項から第6項まで、第34条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- （1）平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（第21条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を

乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第15条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

(その他)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成16年11月1日付け16水研本第1281号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第35条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き旧寒冷地(この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第35条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。)に在勤する職員(再任用職員(改正後の職員給与規程第7条第11項に規定する再任用職員をいう。)を除く。以下「経過措置対象職員」という。)に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第35条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 他の国家公務員等(改正後の職員給与規程第15条第5項に規定する一般

職給与法適用職員等をいう。)であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第28条の規定の適用については、同条第2号中「第35条第2項」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(16水研本第1281号)附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則 [平成17年12月1日付け17水研本第1459号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

$$\begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日における俸給} \quad \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ \text{月額(以下「旧俸給月額」とい} \quad \text{る職務の級における最高の号俸額} \\ \text{との差額} \quad \times \quad \frac{\quad}{\quad} \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号} \\ \text{俸下位の号俸との差額} \\ \text{十} \quad \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{array}$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることと

なる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第34条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- （1）平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（職員給与規程第21条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- （2）平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1971号]

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。
（号俸の切替え）
- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第 1 から別表第 4 までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第 5 項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。
- 4 附則第 2 項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第 3 に定める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第 1 から別表第 4 までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。
（施行日前の異動者の号俸の調整）
- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 7 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 21 年 12 月 1 日付け 21 水研本第 11130009 号。）附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員（この項において単に「減額改定対象職員」という。）にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.1 を、減額改定対象職員以外の職員にあっては当該俸給月額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人水産総合研究センター

職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日付け２２水研本第 21130002 号。以下「平成２２年改正規程」という。）附則第３項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成２２年改正規程附則第３項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、５５歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- ９ 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- １０ 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、俸給を支給する。
- １１ 前３項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前３項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
 - （１） 改正後の職員給与規程第１１条第１項、第１４条第２項から第４項まで、第２０条第２項、第２１条、第２７条第４項及び第５項（第３０条第４項において準用する場合を含む。）、第３０条第３項、第３１条第４項に規定する俸給の月額
 - （２） 改正後の職員給与規程第２６条に規定する勤務１時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額
 - （３） 改正後の職員給与規程第２２条の規定による給与の半減、第３５条に規定する休職者等の給与、第３６条第１項及び第２項に規定する育児休業職員の給与の額及び第３８条に規定する在籍派遣職員の給与を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

（平成２２年３月３１日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）
- １２ 平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第７条第６項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
第７条第７項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
	２号俸	１号俸
第１４条第２項	１００分の１２	１００分の１２を超えない範囲

第 1 号		で理事長が別に定める割合
第 1 4 条 第 2 項 第 3 号	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲で 理事長が別に定める割合
第 1 4 条 第 2 項 第 4 号	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲で 理事長が別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

- 1 3 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第 1 5 条第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第 1 項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又は施行日の前日において勤務地等(同条第 4 項に規定する「勤務地等」をいう。)に在勤していた一般職給与法適用職員等(同項に規定する「一般職給与法適用職員等」をいう。)が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第 1 4 条第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

支給事務所に在勤する	独立行政法人水産総合研究センター給与規程の一部を改正する規程(17水研本第1971号)による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(13水研第51号)(以下「改正前の職員給与規程」という。)第15条第1項に定める理事長が別に定める地域(以下「旧支給地域」という。)に在勤する
在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合(理事長が	在勤していた旧支給地域に係る調整手当の支給割合(改正前の職員給与規程第15条第2項各号に定める割合をいい、理事長が

(派遣職員に関する経過措置)

- 1 4 職員就業規則附則第 5 項の規定により同規則第 2 0 条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第 4 6 条の規定により決定されたその者の給与の支給割合(以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。)が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第 3 8 条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(その他)

- 1 5 第 2 項から前項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 1 9 年 4 月 1 日付け 1 8 水研本第 1 7 6 9 号]
(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給表の廃止に伴う特例）
- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第2又は別表第4の俸給表の適用を受けていた職員の施行日において適用される俸給表、号俸又は俸給の月額、理事長が別に定めるところにより決定される俸給表、号俸又は俸給の月額とする。
（平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置）
- 3 独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1971号）附則第8項から第10項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（17水研本第1971号）附則第8項から第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。
（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 4 平成20年3月31日までの間においては、改正後の職員給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 5 改正後の職員給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
（その他）
- 6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年10月1日付け19水研本第1057号]
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置）
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第36条第3項の規定は、育児休業をした職員がこの規程の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前

の例による。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年12月1日付け19水研本第1271号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第30条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年4月1日付け19水研本第1628号]

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1642号]

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 21 年 5 月 29 日付け 21 水研本第 10529012 号]
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。
(平成 21 年 6 月に支給する期末手当等に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 27 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定の適用については、第 27 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、第 30 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」とする。

附 則 [平成 21 年 12 月 1 日付け 21 水研本第 11130009 号]
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当等に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の職員給与規程第 27 条第 2 項から第 6 項まで、若しくは第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 7 項又は第 38 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となる時は、期末手当は、支給しない。
(1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第 17 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（職員給与規程第 20 条の規定による手当を含む。）の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技術職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
船舶職員（一）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
船舶職員（二）	1 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
研究開発職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで

（２）平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 22 年 4 月 1 日付け 21 水研本第 20331019 号]
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 22 年 12 月 1 日付け 22 水研本第 21130002 号]
（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当等に関する特例措置）

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第 27 条第 2 項から第 6 項まで、若しくは第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 7 項又は第 38 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情

を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤勤務手当(職員給与規程第20条の規定による手当を含む。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技術職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
船舶職員(一)	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から12号俸まで
船舶職員(二)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から72号俸まで
	4級	1号俸から60号俸まで
	5級	1号俸から48号俸まで
	6級	1号俸から32号俸まで
研究開発職員	1級	1号俸から96号俸まで

	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

(55 歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置)

3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける者のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第 22 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額の 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項から第 5 項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 27 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する 100 分の 25 を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を

加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第30条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (6) 第35条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第35条第1項又は第2項 前各号に定める額から当該特定職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額

イ 第35条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第35条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第35条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第35条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸 給 表	職 務 の 級
一般職員	6 級
技術職員	6 級
船舶職員（一）	6 級
研究開発職員	5 級
教育職員	4 級

4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を同条に規定する別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第3項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同項の規程にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）、12月に支給するときは100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一

部を改正する規程（２２水研本第 21130002 号）の施行日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 7 育児短時間勤務職員に対する附則第３項第１号、第４号及び第５号の規定に適用については、同項第１号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額（）」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第４号及び第５号中「俸給月額並びに」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額並びに」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

（その他）

- 8 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成２３年１月１日付け ２２水研本第 21228004 号]

この規程は、平成２３年１月１日から施行する。

附 則 [平成２３年４月１日付け ２２水研本第 30331014 号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
（平成２３年４月１日における号俸の調整）
- 2 平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成２２年１月１日において第７条第５項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。
- 3 職員就業規則第６４条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第６５条の規定により読み替えられた職員就業規則第４０条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 [平成２３年６月１日付け ２３水研本第 30531010 号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成２３年６月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁

止の措置により勤務しない職員に対する改正後の第22条第1項の適用については、同項中「負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。））」とあるのは「平成23年6月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則 [平成23年10月1日付け23水研本第30929008号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（昇給に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第7条第5項の規定による昇給については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号のとおり取り扱うものとする。

（1） 次号に掲げる職員以外の職員 施行日以後1年間において行われる改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

（2） 研究業績評価が実施される職員 当分の間、改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

- 3 平成23年12月1日を基準日とする勤勉手当における改正後の職員給与規程第30条第1項の規定の適用については、「直近の人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

附 則 [平成24年5月1日付け24水研本第40426016号]

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成26年3月31日までの給与の特例措置）

- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給月額（この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年4月1日付け17水研本第1971号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が第22条第1項の適用を受ける者である場合であっても、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」とい

う。) を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
技術職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
船舶職員俸給表 (一)	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 5 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	6 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
船舶職員俸給表 (二)	3 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	4 級以上	1 0 0 分の 7 . 7 7
研究開発職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級及び 4 級	1 0 0 分の 7 . 7 7
	5 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額
- (4) 特勤勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (5) 特勤勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 1 0 0 分の 9 . 7 7 を乗じて得た額
- (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 1 0 0 分の 9 . 7 7 を乗じて得た額
- (8) 第 3 5 条第 1 項から第 7 項まで又は第 3 8 条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額
 - ア 第 3 5 条第 1 項又は第 2 項 前項及び前各号に定める額から休業補償給付等の額を差し引いた額
 - イ 第 3 5 条第 3 項又は第 4 項 前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額
 - ウ 第 3 5 条第 5 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 3 5 条第 6 項 前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号に定める額に、同条第 6 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第 3 5 条第 7 項 第 6 号に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額（同条第 6 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項に規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

カ 第 3 8 条 前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（勤務 1 時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置）

- 4 特例期間においては、第 2 1 条、第 2 3 条、第 2 4 条、第 3 6 条又は第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 6 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める 1 月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（5 5 歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例）

- 5 特例期間においては、独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 2 2 年 1 2 月 1 日付け 2 2 水研本第 21130002 号。以下「平成 2 2 年改正規程」という。）附則第 3 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号から第 8 号まで並びに前項の規定の適用については、第 2 項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から平成 2 2 年改正規程附則第 3 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第 3 項第 2 号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成 2 2 年改正規程附則第 3 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは平成 2 2 年改正規程附則第 3 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成 2 2 年改正規程附則第 3 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 7 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成 2 2 年改正規程附則第 3 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 8 号ア中「前項及び前各号」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 2 4 年 5 月 1 日付け 2 4 水研本第 40426016 号。以下「平成 2 4 年改正規程」という。）附則第 5 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号」とあるのは「平成 2 4 年改正規程附則第 5 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号、第 3 号及び第 6 号」と、同号ウ中「前項並びに第 2 号及び第 3 号」とあるのは「平成 2 4 年改正規程附則第 5 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号及び第 3 号」と、同号オ中「第 6 号」とあるのは「平成 2 4 年改正規程附則第 5 項の規定により読み替えられた第 6 号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得

た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 6 平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員(平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける者(以下「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第7条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 7 平成25年4月1日において平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 8 平成26年4月1日において平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 9 職員就業規則第64条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

10 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第35条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第38条又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（該当日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（第20条の規定による手当を含む。）の月額（平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、平成24年4月の1月分の月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
船舶職員俸給表（一）	1級	1号俸から69号俸まで

	2 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
船舶職員俸給表（二）	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 9 7 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
研究開発職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで

（２） 第 6 項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を減じた額（平成 2 4 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 1 1 平成 2 4 年 1 2 月に職員（同年 4 月 1 日から同月 3 0 日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に支給する期末手当の額は、第 2 7 条第 2 項から第 6 項まで、第 3 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項、第 7 項若しくは第 3 8 条又は平成 2 2 年改正規程附則第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第 2 項から第 4 項まで（第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第 6 項（第 9 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び次項の規定（独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程（平成 1 5 年 6 月 2 4 日付け 1 5 水研第 7 0 4 号。）の適用を受けていた職員にあっては、独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程の一部を改正する規程（平成 2 4 年 5 月 1 日付け 2 4 水研本第 40426017 号。）第 2 項から第 4 項まで及び第 7 項の規定。以下この項において同じ。）が同年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同月分として第 2 項から第 4 項までの規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

（平成 2 6 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 1 2 平成 2 6 年 6 月に期末手当が支給される職員のうち、平成 2 4 年 4 月 1 日から引き続き在職している者（同年 5 月 1 日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ第 1 0 項第 1 号の表の俸給表欄、職務の

級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成１８年改正規程附則第８項から第１０項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当の額は、第２７条第２項から第６項まで、第３２条第１項から第４項まで及び第６項若しくは第７項又は平成２２年改正規程附則第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から、平成２６年６月１日（当該支給される期末手当について第２７条第１項後段又は第３５条第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第１７条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額（平成２２年改正規程附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の３．６７（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（端数計算）

- １３ 第２項から第５項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたとき又は前項第１号の基礎額若しくは前項第２号に掲げる額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則〔平成２４年１１月１日付け２４水研本第４１０３１００３号〕
この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

附 則〔平成２５年４月１日付け２４水研本第５０３２９００３号〕
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則〔平成２６年１月１日付け２５水研本第５１２２５００７号〕
この規程は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則〔平成２６年４月１日付け２５水研本第６０３２７００７号〕
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則〔平成２６年１２月１日付け２６水研本第６１１２８００６号〕
（施行期日等）

- １ この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。
- ２ この規程の規定（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第３０条第２項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日付け２２水研本第２１１３０００２号）附則第５項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年1月1日付け27水研本第71221003号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程の規定(国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第30条及び別表第1から別表第4の改正部分を除く。第4項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から、第30条は平成27年12月1日から適用する。
- 3 適用日から施行日までの間において、職員給与規程第5条第1項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表第1から別表第4を適用する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 3 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 号俸まで
技術職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 3 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 号俸まで
船舶職員俸給表 (一)	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 1 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 5 号俸まで
船舶職員俸給表 (二)	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 2 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 号俸まで
研究開発職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 1 号俸まで

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をした者との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年改正規程附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 8 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 9 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第7条第3項、第4項、第6項、第7項及び第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)並びに平成22年改正規程附則第3項第2号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と改正後の職員給与規程附則第6項から第8項による俸給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 10 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項	前項第1号に掲げる事	前項第1号に掲げる事務所	1
---------	------------	--------------	---

第 1 号	務所 1 0 0 分の 1 6	0 0 分の 1 5
第 1 4 条第 2 項 第 3 号	前項第 3 号に掲げる事 務所 1 0 0 分の 6	静岡県静岡市に所在する事務所 1 0 0 分の 6 香川県高松市に所在する事務所 1 0 0 分の 5 茨城県神栖市に所在する事務所 1 0 0 分の 4
第 1 4 条第 2 項 第 4 号	前項第 4 号に掲げる事 務所 1 0 0 分の 3	北海道札幌市、広島県広島市及び 長崎県長崎市に所在する事務所 1 0 0 分の 3 新潟県新潟市に所在する事務所 1 0 0 分の 2
第 1 7 条第 2 項	3 0 , 0 0 0 円	2 6 , 0 0 0 円

(広域異動手当に関する特例)

- 1 1 適用日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第 1 4 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 8」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 1 2 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第 1 4 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 6」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5」とあるのは「1 0 0 分の 3」とする。

(その他)

- 1 3 第 2 項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 2 8 年 4 月 1 日付け 2 8 水機本第 80401006 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(旧独立行政法人水産大学校職員に係る俸給等に関する取扱い)
- 2 施行日の前日において、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成 2 7 年法律第 7 0 号)附則第 9 条第 1 項の規定により解散した独立行政法人水産大学校の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)であった者のうち、施行日において引き続き機構の職員となった者の施行日における俸給表、職務の級及び号俸は、施行日の前日において、その者が現に受けていた俸給表、職務の級及び号俸とする。この

場合において、独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程（２７水大校第６３４号）附則第６項から第８項までの規定による俸給の支給を受けていた者については、国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（２７水研本第 71221003 号）附則第６項から第８項までの規定を適用し、俸給として支給する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表第５に掲げる地域（以下「旧寒冷地」という。）に所在する事務所に在勤する職員であって、施行日において改正後の職員給与規程第３２条第１項に規定する支給対象職員でなくなったもの（以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。）のうち、施行日の前日から基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であった者に対しては、基準日の属する月が平成２８年１１月から平成３０年３月までの間、同条の規定に関わらず、改正後の職員給与規程別表第８に規定する４級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第３２条第２項の表の４級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額に、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額を寒冷地手当として支給する。

平成２８年１１月から平成２９年３月まで	６，０００円
平成２９年１１月から平成３０年３月まで	１２，０００円

- 4 改正後の職員給与規程第３２条第４項及び第５項の規定は前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第４項中「前２項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（平成２８年４月１日付け２８水機本第 80401006 号。以下「改正給与規程」という。）附則第２項」と、同条第５項中「前３項」とあるのは「改正給与規程附則第２項及び同附則第３項において読み替えて準用する前項」と、「第２項及び第３項」とあるのは「同附則第２項」と読み替えるものとする。
- 5 前２項の規程により寒冷地手当を支給される者と権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第３２条第１項に規定する支給対象職員でない者のうち、施行日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者（前２項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第３２条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 6 国家公務員等であった者が、人事交流等により、施行日以降に引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与

規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事情、施行日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

- 7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年12月1日付け28水機本第81128003号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第30条第2項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日付け22水研本第21130002号)附則第5号の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年1月1日付け27水研本第71221003号)附則第6号の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90321002号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程の規定(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)に

については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る

ものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」

とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般8級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級以上職員等」とあるのは「一般8級以上職員等が一般8級以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等及び一般9級以上職員等」とあるのは「一般8級以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは「が一般8級以上職員等」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成29年12月1日付け29水機本第91122001号〕
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
（施行期日）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 28 年 1 月 1 日付け 27 水研本第 71221003 号。以下この項において「平成 28 年改正規程」という。）附則第 6 号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の職員給与規程の規定（平成 28 年改正規程附則第 6 項の規定による俸給を含む。）による給与の内払とみなす。

附 則〔平成 30 年 4 月 1 日付け 29 水機本第 00327014 号〕
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 30 年 12 月 1 日付け 30 水機本第 18112105 号〕
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水機本第 18032803 号〕
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和元年 11 月 28 日付け元水機本第 19112603 号〕
（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則〔令和２年３月３０日付け元水機本第 19031802 号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 2 施行日の前日において、この規程による改正前の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程第１５条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第１５条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。
 - （１） 改正後の職員給与規程第１５条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - （２） 改正後の職員給与規程第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額が旧手当額を下回ることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔令和２年７月２０日付け２水機本第 20071502 号〕

この規程は、令和２年７月２０日から施行する。

附 則〔令和２年１１月３０日付け２水機本第 20112003 号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年１２月１日から施行する。
（令和２年１２月に支給する期末手当等に関する特例）
- 2 令和２年１２月に支給する期末手当に関する職員給与規程第２７条第２項及び第３項の規定の適用については、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０５」とする。
- 3 令和２年１２月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第３１条第２項の規定の適用については、「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１６０」とする。

附 則〔令和４年３月２９日付け３水機本第 1 2 9 4 号〕

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則〔令和４年５月２３日付け４水機本第 2 0 6 号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年６月１日から施行する。
（令和４年６月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程（第1号において「新給与規程」という。）第27条第2項（同条第3項、第2条（第1号、第2号に係る部分に限る。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第31条第2項から第5項まで、第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当等の額に、同月1日（同日前一箇月以内に退職した者であっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

（1）再雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与規程第27条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

ウ 新給与規程第5条第1項第7号に規定する指定職員 162.5分の10

エ 改正後の任期付研究員及び特定任期付職員給与規程（令和4年5月23日付け4水機本第206号）第7条第15項に規定する任期付研究員及び特定任期付職員 167.5分の10

（2）再雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

（端数計算）

3 前項に規定にする基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則〔令和4年11月29日付け4水機本第754号〕

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

2 この規程（第30条第2項及び第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和4年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置）

4 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する職員給与規程第30条第2項

第1号及び第2号の規定の適用については、「100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）」とあるのは「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」と、「100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）」とあるのは「100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」とする。

- 5 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の162.5」とする。

附 則〔令和5年3月31日付け4水機本第1230号〕

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額）
- 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （1） 職員就業規則第5条第1項の規定による職員及び常勤を要しない職員
 - （2） 職員就業規則第16条の4第1項又は第2項の規定により職員就業規則第16条の2第1項に規定する異動期間（職員就業規則第16条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員就業規則第16条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - （3） 職員就業規則第15条の2の規定により勤務している職員
- 4 職員就業規則第16条の2に規定する他の役職への降任等をされた職員であって、当該他の役職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、

同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第4項又は第6項の規定による俸給を支給される職員に対する第27条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給、その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（暫定再雇用職員の給与）

- 9 令和14年3月31日までの間、職員就業規則（令和5年3月31日付け4水機本第1229号）附則第3項又は第4項の規定により採用し、又は任期を更新した職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の俸給月額は、第5条第1項に規定する俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 10 前項の規定にかかわらず、暫定再雇用職員のうち、短時間勤務する役職に採用し、又は任期を更新した職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前項による俸給月額に、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第7項で読み替えた職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（暫定再雇用職員の給与規程の適用）

- 11 暫定再雇用職員は、第9項の規定によるほか、職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第27条、第30条及び第33条中並びに別表第1から別表第6中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定再雇用職員」とする。
- 12 暫定再雇用短時間勤務職員は、第10項の規定によるほか、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第16条、第23条、第27条、第30条、第33条中並びに別表第1から別表第6中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定再雇用短時間勤務職員」とする。

附 則 [令和5年11月29日付け5水機本第836号]

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第27条第2項及び第3項、第30条第2項、第31条第2項

の改正規定を除く。)による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和5年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 4 令和5年12月に支給する期末手当に関する職員給与規程第27条第2項及び第3項の規定の適用については、「100分の122.5(特定管理職員にあつては、100分の102.5)」とあるのは「100分の125(特定管理職員にあつては、100分の105)」と、「100分の68.75(特定管理職員にあつては、100分の58.75)」とあるのは「100分の70(特定管理職員にあつては、100分の60)」とする。
- 5 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する職員給与規程第30条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、「100分の102.5(特定管理職員にあつては、100分の122.5)」とあるのは「100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)」と、「100分の48.75(特定管理職員にあつては、100分の58.75)」とあるのは「100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)」とする。
- 6 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の170」とする。

附 則 [令和7年1月20日付け6水機本第953号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [令和7年3月27日付け6水機本第1257号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 施行日の前日においてこの規程による改正前の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1

から別表第6までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1から第7までに掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「／（5） 重度心身障害者／（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項中「13,000」とあるのは「11,500」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第1項に規定する支給事務所に在勤する職員の地域手当の月額、改正後の職員給与規程第14条第2項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分に応じて、100分の16を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員の地域手当の月額は、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 施行日から令和10年3月31日までの間における職員給与規程第14条の2第4項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「前条又は国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和7年3月27日付け6水機本第1257号。以下「令和7年改正規程」という。）附則第5項若しくは第6項」とする。

(施行日前に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置)

- 8 施行日の前日までに改正前の職員給与規程第14条第3項に規定する異動等のあった職員(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則(平成18年4月1日17水研本第2030号)第15条の3第2項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員(第13項において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。))及び国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則の一部を改正する規程(令和5年3月31日付け4水機本第1229号)附則第5項に規定する暫定再雇用職員(第13項において「暫定再雇用職員」という。))を除く。)については、改正後の職員給与規程第14条第3項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第5項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第5項の理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分及び当該区分に応じて理事長が別に定める割合の変更」と、「/(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合/(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。)) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合/」とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

- 9 施行日の前日までに改正前の職員給与規程第14条第4項の規定により同条第3項による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、改正後の職員給与規程第14条第3項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第6項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第6項の理事長が別に定める割合の変更」と、「/(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合/(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。)) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合/」とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

(施行日から令和10年3月31日までの間に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置)

- 10 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第3項に規定する異動等のあった職員については、同項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第5項」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7

年改正規程附則第 5 項の理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分及び当該区分に応じて理事長が別に定める割合の変更」として、同条の規定を適用する。

- 1 1 施行日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間に改正後の職員給与規程第 1 4 条第 4 項の規定により同条第 3 項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「前 2 項」とあるのは「前 2 項又は令和 7 年改正規程附則第 6 項」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和 7 年改正規程附則第 6 項の理事長が別に定める割合の変更」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 1 2 改正後の職員給与規程第 1 6 条第 4 項及び第 1 7 条第 4 項の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再雇用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 1 3 施行日以後に新たに定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員（以下この項において「再雇用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の職員給与規程第 2 0 条の規定は、施行日以後に同条第 1 項に規定する異動をした再雇用職員又は施行日以後に同項に規定する事務所の移転があった再雇用職員について適用する。

（その他の経過措置）

- 1 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附 則 [令和 7 年 6 月 1 8 日付け 7 水機本第 4 3 2 号]

この規程は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。

別表第1(第5条第1項第1号関係)

一般職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)	8級 俸給月額(円)	9級 俸給月額(円)	10級 俸給月額(円)
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
定年前再雇用短 時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考1 他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第5条第1項第2号関係)

技術職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)	8級 俸給月額(円)	9級 俸給月額(円)	10級 俸給月額(円)
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
定年前再雇用短 時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考1 さけ類又はます類のふ化業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員に適用する。

別表第3ア(第5条第1項第3号ア関係)

船舶職員俸給表(一)

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)
1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200	518,100
2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000	519,200
3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800	520,300
4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600	521,300
5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400	522,300
6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100	523,100
7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800	523,900
8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400	524,700
9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800	525,400
10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000	526,000
11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200	526,600
12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200	527,200
13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200	527,800
14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200	
15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200	
16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200	
17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500	
18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400	
19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300	
20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200	
21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100	
22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000	
23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900	
24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800	
25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600	
26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300	
27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000	
28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600	
29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100	
30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700	
31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300	
32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900	
33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200	
34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700	
35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200	
36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700	
37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200	
38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800	
39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100	
40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400	498,700	
41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000	499,200	
42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700		
43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300		
44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900		
45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200		
46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900		
47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600		
48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300		
49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700		
50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000		
51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300		
52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500		
53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700		
54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900		
55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200		
56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500		
57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700		

58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000		
59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300		
60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500		
61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700		
62	288,200	324,700	374,900	428,300			
63	288,500	325,000	375,200	428,900			
64	288,700	325,200	375,500	429,500			
65	288,900	325,400	375,700	430,000			
66	289,100	325,700	376,000	430,600			
67	289,300	326,000	376,300	431,100			
68	289,600	326,200	376,600	431,700			
69	289,900	326,400	376,900	432,200			
70			377,100	432,700			
71			377,500	433,300			
72			377,800	433,900			
73			378,100	434,200			
74			378,600	434,800			
75			379,100	435,400			
76			379,500	435,900			
77			379,900	436,300			
78			380,300	436,800			
79			380,800	437,500			
80			381,300	438,200			
81			381,700	438,400			
82			382,200				
83			382,600				
84			383,000				
85			383,500				
86			384,000				
87			384,500				
88			385,000				
89			385,300				
90			385,700				
91			386,000				
92			386,400				
93			386,900				
94			387,200				
95			387,700				
96			388,100				
97			388,700				
定年前再雇用短 時間勤務職員	225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	402,200	471,000

備考 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他法人が指定する船舶に
乗組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長及び事務員そ
の他これらと同等の職務に従事する職員に適用する。

別表第3イ(第5条第1項第3号イ関係)

船舶職員俸給表(二)

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)
1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200	359,800
2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000	360,900
3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800	361,900
4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500	362,400
5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200	362,900
6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700	363,800
7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200	364,600
8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700	365,300
9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200	366,000
10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700	366,900
11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200	367,700
12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600	368,400
13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000	369,100
14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400	370,000
15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800	370,900
16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200	371,800
17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600	372,700
18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900	373,600
19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200	374,500
20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500	375,300
21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100
22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000
23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900
24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700
25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500
26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200
27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900
28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600
29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300
30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000
31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600
32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200
33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800
34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400
35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000
36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600
37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200
38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000
39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800
40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600
41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400
42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300
43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000
44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700
45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500
46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200
47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900
48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600
49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500
50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300
51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100
52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800
53	270,900	292,800	326,700	337,600	354,000	399,300
54	271,400	293,300	327,000	337,900	354,300	400,000
55	271,900	293,800	327,300	338,200	354,600	400,600
56	272,400	294,300	327,600	338,400	354,800	401,300
57	272,900	294,800	327,900	338,600	355,000	401,900

58	273,400	295,200	328,200	338,900	355,300	402,400
59	273,900	295,600	328,500	339,200	355,600	402,800
60	274,300	296,000	328,700	339,400	355,800	403,200
61	274,700	296,400	328,900	339,600	356,000	403,900
62	275,000	296,800	329,200	339,900	356,300	
63	275,300	297,200	329,500	340,200	356,600	
64	275,500	297,500	329,700	340,400	356,800	
65	275,700	297,800	329,900	340,600	357,000	
66	276,000	298,200	330,200	340,900	357,300	
67	276,300	298,600	330,500	341,200	357,600	
68	276,500	298,900	330,700	341,400	357,800	
69	276,700	299,200	330,900	341,600	358,000	
70	277,000	299,500	331,200	341,800	358,300	
71	277,200	299,800	331,500	342,000	358,600	
72	277,400	300,100	331,700	342,200	358,800	
73	277,700	300,400	331,900	342,600	359,000	
74		300,700	332,200	342,800	359,300	
75		301,000	332,500	343,100	359,600	
76		301,200	332,700	343,400	359,800	
77		301,400	332,900	343,600	360,000	
78		301,700	333,200	343,900	360,300	
79		302,000	333,500	344,200	360,600	
80		302,200	333,700	344,400	360,800	
81		302,400	333,900	344,600	361,000	
82		302,700	334,200	344,900	361,300	
83		303,000	334,400	345,200	361,600	
84		303,200	334,600	345,400	361,800	
85		303,400	334,900	345,600	362,000	
86		303,700	335,200	345,900		
87		304,000	335,400	346,200		
88		304,200	335,700	346,400		
89		304,400	335,900	346,600		
90		304,600	336,100	346,800		
91		304,900	336,400	347,100		
92		305,200	336,700	347,300		
93		305,400	336,900	347,600		
94		305,700	337,200	347,900		
95		306,000	337,400	348,200		
96		306,200	337,700	348,400		
97		306,400	337,900	348,600		
98		306,600	338,100	348,900		
99		306,800	338,300	349,200		
100		307,100	338,500	349,400		
101		307,400	338,900	349,600		
102		307,700	339,100	350,000		
103		307,900	339,300	350,200		
104		308,100	339,600	350,400		
105		308,400	339,900	350,600		
106			340,100			
107			340,400			
108			340,700			
109			340,900			
定年前再雇用短 時間勤務職員	219,400	234,300	236,300	258,400	287,400	317,500

備考 船舶に乗り組む職員（船舶職員俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）
に適用する。

別表第4(第5条第1項第4号関係)

研究開発職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		
26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		
47	259,600	313,100	381,100	438,900		
48	260,800	313,600	381,800	439,800		
49	262,000	314,000	382,500	440,600		
50	263,100	314,500	383,200	441,400		
51	264,200	315,000	383,900	442,000		
52	265,300	315,500	384,600	442,800		
53	266,400	315,900	385,200	443,200		
54	267,500	316,400	385,900	443,800		
55	268,500	316,800	386,700	444,300		
56	269,500	317,200	387,500	444,800		
57	270,500	317,600	388,100	445,300		

58	271,200	318,000	388,900	445,800		
59	271,800	318,400	389,600	446,300		
60	272,400	318,800	390,300	446,800		
61	273,000	319,200	390,900	447,300		
62	273,600	319,800	391,600	447,800		
63	274,200	320,400	392,300	448,300		
64	274,800	321,000	393,000	448,800		
65	275,400	321,500	393,700	449,300		
66	276,000	322,100	394,300			
67	276,600	322,700	394,900			
68	277,200	323,300	395,600			
69	277,800	323,800	396,300			
70	278,500	324,400	396,800			
71	279,200	325,000	397,400			
72	279,900	325,600	398,000			
73	280,500	326,100	398,500			
74	281,200	326,800	399,100			
75	281,900	327,500	399,700			
76	282,600	328,200	400,200			
77	283,200	328,900	400,700			
78	283,900	329,600	401,200			
79	284,600	330,300	401,700			
80	285,200	331,000	402,400			
81	285,800	331,700	402,800			
82	286,500	332,500	403,200			
83	287,200	333,200	403,600			
84	287,800	333,800	404,000			
85	288,400	334,300	404,400			
86	289,100	334,800	404,800			
87	289,800	335,200	405,200			
88	290,400	335,600	405,600			
89	291,000	335,900	406,000			
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				
99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				
111	301,800	345,700				
112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				

119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				
定年前再雇用短 時間勤務職員	221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	530,400

備考 研究所等で試験研究又は調査研究業務並びに開発調査又は技術
開発業務に従事する職員に適用する。

別表第5(第5条第1項第5号関係)

教育職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)
1	261,400	340,300	393,600	461,300	563,800
2	263,600	341,900	395,300	470,100	571,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500	577,100
4	267,600	345,000	398,000	486,600	582,100
5	269,400	346,500	399,200	494,900	586,100
6	270,900	348,100	400,200	502,600	589,100
7	272,400	349,700	401,200	509,900	591,400
8	273,900	351,300	402,200	516,900	593,400
9	275,700	352,700	403,100	523,600	
10	277,700	354,700	404,200	529,800	
11	279,700	356,700	405,300	534,500	
12	281,700	358,700	406,400	538,000	
13	283,700	360,500	407,500	541,500	
14	285,900	362,100	408,600	544,700	
15	288,000	363,700	409,700	547,700	
16	290,100	365,300	410,800	550,200	
17	292,000	366,600	411,900	552,300	
18	294,700	368,100	413,000		
19	297,400	369,500	414,100		
20	300,000	370,800	415,300		
21	302,600	372,100	416,300		
22	305,000	373,300	417,400		
23	307,400	374,500	418,500		
24	309,600	375,600	419,700		
25	311,800	376,700	420,600		
26	313,800	378,100	421,700		
27	315,800	379,400	422,800		
28	317,800	380,700	423,800		
29	319,800	382,000	424,800		
30	321,700	383,300	425,900		
31	323,600	384,600	427,000		
32	325,500	385,900	428,100		
33	327,300	387,200	429,100		
34	329,200	388,400	430,300		
35	331,100	389,600	431,500		
36	333,000	390,700	432,700		
37	334,700	391,800	433,400		
38	335,900	393,000	434,300		
39	337,000	394,100	435,200		
40	338,100	395,200	436,000		
41	338,700	396,300	436,800		
42	339,100	397,500	437,700		
43	339,500	398,700	438,600		
44	339,900	399,800	439,400		
45	340,500	400,800	440,100		
46	341,000	401,800	441,000		
47	341,500	402,800	442,000		
48	341,900	403,700	442,900		
49	342,300	404,900	443,800		
50	342,700	406,300	444,700		
51	343,100	407,700	445,700		
52	343,500	409,100	446,600		
53	343,900	409,900	447,600		
54	344,300	410,900	448,600		
55	344,700	411,900	449,500		
56	345,100	413,000	450,500		
57	345,500	413,900	451,400		

58	345,900	414,700	452,300		
59	346,300	415,500	453,200		
60	346,700	416,200	454,200		
61	347,100	416,900	455,000		
62	347,500	417,800	455,400		
63	347,900	418,600	456,000		
64	348,300	419,200	456,600		
65	348,700	419,800	457,200		
66	349,100	420,200	457,900		
67	349,500	420,500	458,200		
68	349,900	420,800	458,800		
69	350,300	421,100	459,200		
70	350,800	421,400	459,500		
71	351,200	421,600	459,800		
72	351,600	421,900	460,100		
73	351,900	422,100	460,400		
74	352,400	422,400			
75	352,800	422,700			
76	353,200	423,000			
77	353,600	423,200			
78	354,100	423,400			
79	354,600	423,700			
80	355,100	424,000			
81	355,600	424,200			
82	356,300	424,500			
83	357,000	424,800			
84	357,700	425,100			
85	358,300	425,300			
86	358,900	425,600			
87	359,500	425,900			
88	360,100	426,100			
89	360,600	426,300			
90	361,000	426,600			
91	361,400	426,900			
92	361,800	427,100			
93	362,200	427,300			
94	362,600				
95	363,100				
96	363,500				
97	364,100				
98	364,600				
99	365,000				
100	365,500				
101	365,900				
102	366,400				
103	366,700				
104	367,100				
105	367,600				
106	368,000				
107	368,500				
108	369,000				
109	369,400				
110	369,900				
111	370,300				
112	370,700				
113	371,100				
114	371,500				
115	371,900				
116	372,300				
117	372,700				
118	373,100				

119	373,500				
120	373,900				
121	374,200				
122	374,600				
123	375,100				
124	375,400				
125	375,800				
126	376,300				
127	376,800				
128	377,200				
129	377,600				
定年前再雇用短 時間勤務職員	288,000	299,000	321,200	406,100	541,500

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手(船舶職員俸給表
の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第6(第5条第1項第6号関係)

看護職員俸給表

職務の級	1級	2級	3級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800
12	227,700	256,300	287,300
13	229,600	257,100	287,800
14	231,600	257,800	288,300
15	233,600	258,500	288,800
16	235,600	259,400	289,300
17	237,600	260,500	289,800
18	239,600	261,600	290,300
19	241,700	262,700	290,800
20	243,700	263,800	291,300
21	245,600	264,900	291,800
22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500
31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600
52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200

58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100
61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100
110	297,600	328,500	362,600
111	297,800	328,800	363,100
112	298,100	329,100	363,500
113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200

119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		
定年前再雇用短 時間勤務職員	239,700	260,200	267,500

備考 准看護師、看護師及び保健師に適用する。

別表第7(第5条第1項第7号関係)
指定職員俸給表

号俸	俸給月額(円)
1	528,000
2	585,000
3	647,000
4	716,000
5	772,000
6	829,000

備考 この表は、水産大学校校長に適用する。

別表第8(第32条第1項及び第6項関係)

地域の区分	地 域
1級地	北海道中川郡美深町、北海道河西郡更別村、北海道川上郡標茶町、北海道阿寒郡鶴居村
2級地	北海道札幌市、北海道千歳市、北海道釧路市、北海道二世郡八雲町、北海道島牧郡島牧村、北海道標津郡標津町、北海道標津郡中標津町、北海道斜里郡清里町、北海道枝幸郡枝幸町
3級地	北海道日高郡新ひだか町
4級地	青森県八戸市

附則別表第 1

号俸の切替表 一般職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

附則別表第2

号俸の切替表 技術職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

附則別表第3

号俸の切替表 船舶職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	
31	27	23	19	15	
32	28	24	20	16	
33	29	25	21	17	
34	30	26	22	18	
35	31	27	23	19	
36	32	28	24	20	
37	33	29	25	21	
38	34	30	26	22	
39	35	31	27	23	
40	36	32	28	24	
41	37	33	29	25	
42	38	34	30	26	
43	39	35	31	27	
44	40	36	32	28	
45	41	37	33	29	
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	

54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46		
59	55	51	47		
60	56	52	48		
61	57	53	49		
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66			
75	71	67			
76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

附則別表第 4

号俸の切替表 船舶職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	1 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	2	2	1
7	1	3	3	3	1
8	1	4	4	4	1
9	1	5	5	5	1
10	1	6	6	6	2
11	1	7	7	7	3
12	1	8	8	8	4
13	1	9	9	9	5
14	2	10	10	10	6
15	3	11	11	11	7
16	4	12	12	12	8
17	5	13	13	13	9
18	6	14	14	14	10
19	7	15	15	15	11
20	8	16	16	16	12
21	9	17	17	17	13
22	10	18	18	18	14
23	11	19	19	19	15
24	12	20	20	20	16
25	13	21	21	21	17
26	14	22	22	22	18
27	15	23	23	23	19
28	16	24	24	24	20
29	17	25	25	25	21
30	18	26	26	26	22
31	19	27	27	27	23
32	20	28	28	28	24
33	21	29	29	29	25
34	22	30	30	30	26
35	23	31	31	31	27
36	24	32	32	32	28
37	25	33	33	33	29
38	26	34	34	34	30
39	27	35	35	35	31
40	28	36	36	36	32
41	29	37	37	37	33
42	30	38	38	38	34
43	31	39	39	39	35
44	32	40	40	40	36
45	33	41	41	41	37
46	34	42	42	42	38
47	35	43	43	43	39
48	36	44	44	44	40
49	37	45	45	45	41
50	38	46	46	46	42
51	39	47	47	47	43
52	40	48	48	48	44
53	41	49	49	49	45

54	42	50	50	50	46
55	43	51	51	51	47
56	44	52	52	52	48
57	45	53	53	53	49
58	46	54	54	54	50
59	47	55	55	55	51
60	48	56	56	56	52
61	49	57	57	57	53
62	50	58	58	58	54
63	51	59	59	59	55
64	52	60	60	60	56
65	53	61	61	61	57
66	54	62	62	62	58
67	55	63	63	63	59
68	56	64	64	64	60
69	57	65	65	65	61
70	58	66	66	66	
71	59	67	67	67	
72	60	68	68	68	
73	61	69	69	69	
74	62	70	70	70	
75	63	71	71	71	
76	64	72	72	72	
77	65	73	73	73	
78	66	74	74	74	
79	67	75	75	75	
80	68	76	76	76	
81	69	77	77	77	
82	70	78	78	78	
83	71	79	79	79	
84	72	80	80	80	
85	73	81	81	81	
86		82	82	82	
87		83	83	83	
88		84	84	84	
89		85	85	85	
90		86	86		
91		87	87		
92		88	88		
93		89	89		
94		90	90		
95		91	91		
96		92	92		
97		93	93		
98		94	94		
99		95	95		
100		96	96		
101		97	97		
102		98	98		
103		99	99		
104		100	100		
105		101	101		
106		102	102		
107		103	103		
108		104	104		
109		105	105		
110		106			

111		107			
112		108			
113		109			

附則別表第5

号俸の切替表 教育職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	2	
24	12	8	2	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	3	
28	16	12	3	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	4	
32	20	16	4	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	5	
36	24	20	5	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	6	
40	28	24	6	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	7	
44	32	28	7	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	8	
48	36	32	8	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	9	
52	40	36	9	
53	41	37	9	

54	42	38	9	
55	43	39	10	
56	44	40	10	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	11	
60	48	44	11	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	12	
64	52	48	12	
65	53	49	12	
66	54	50	12	
67	55	51	13	
68	56	52	13	
69	57	53	13	
70	58	54	13	
71	59	55	14	
72	60	56	14	
73	61	57	14	
74	62	58	14	
75	63	59	14	
76	64	60	15	
77	65	61	15	
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			
98	86			
99	87			
100	88			
101	89			
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			

附則別表第6

号俸の切替表 研究開発職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	

54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66	58		
75	67	59		
76	68	60		
77	69	61		
78	70	62		
79	71	63		
80	72	64		
81	73	65		
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			
90	82			
91	83			
92	84			
93	85			
94	86			
95	87			
96	88			
97	89			

附則別表第 7

号俸の切替表 看護職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49

54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106

111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121